

法定調書の作成・提出はパソコンで !!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に～

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、

作成が便利！

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。

提出が便利！

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

◎ e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、電子証明書が IC カードに組み込まれている場合には、IC カードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

なお、マイナンバーカードには、電子証明書が組み込まれていますので、マイナンバーカードと IC カードリーダーを準備すると e-Tax をご利用いただけます。

（注）パソコンの環境などによりご利用できない場合があります。

◎ e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。

開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。

◎ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表）」については、e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト（WEB 版）」により、作成・提出することもできます（詳しくは 35 ページをご覧ください。）。

◎ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせしています。ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

光ディスク等による提出について

法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等（CD、DVD、FD、MO）により提出することもできます。

初めて光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

提出に当たってはセキュリティ確保のため、暗号化（自己復号型）による提出をお勧めします。

なお、一定の基準に該当する方については、平成 26 年 1 月 1 日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務化されています。



給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の eLTAX での一括作成・提出について

平成 29 年 1 月から、地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくと、税務署及び市区町村へ提出する給与・年金の源泉徴収票及び支払報告書を一括で作成・提出することが可能となります！

詳しくは、eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）又は国税庁ホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

提出期限等について

この手引で示す法定調書は、**平成 29 年 1 月 31 日（火）**までに所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）に提出しなければなりません。

法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判定しても差し支えありません。）。
- 2 支払金額の記載に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記載してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで記載しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。）。

復興特別所得税の源泉徴収について

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、**所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。**

（注）平成 25 年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。